

# 中能登町災害時要援護者支援プラン

平成 21 年 10 月

中 能 登 町

## 目 次

<b>第 1 章 基本的な考え方</b>	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 構成	1
4. 避難支援体制の整備方針	1
5. 推進体制	1
6. 関係機関等の役割	2
<b>第 2 章 要援護者情報の収集、台帳の整備・管理</b>	5
1. 要援護者対象者リストの作成	5
2. 台帳等の提供、管理	6
<b>第 3 章 避難困難者の避難計画の作成</b>	7
1. 避難困難者の把握	7
2. 避難計画の作成	7
3. 避難計画の保管、管理	8
4. 避難計画の確認	8
<b>第 4 章 避難誘導・安否確認体制の整備</b>	9
1. 避難支援の実施体制	9
2. 情報伝達体制の整備	9
3. 要援護者の避難支援方法等の普及	10
4. 避難支援訓練の実施	10
5. 安否確認情報の収集体制	10
<b>第 5 章 避難所等における支援体制</b>	11
1. 避難所等における要援護者支援体制	11
2. 福祉避難所	11
○用語の説明	12
○参考資料 1 中能登町災害時要援護者台帳の整備に関する要綱	14
○様式第 1 号 中能登町災害時要援護者台帳登録申請書	17
○様式第 2 号 辞退届	18
○様式第 3 号 中能登町災害時要援護者台帳	19
○様式第 4 号 避難困難者避難計画（個別計画）	20

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。

また、防災対策の推進に当たっては総合的な取組が重要であり、中でも、災害時要援護者(※用語の説明)(以下「要援護者」という。)の避難支援対策は大きな課題となっている。

中能登町(以下「町」という。)は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者支援プラン(※用語の説明)(以下「避難支援プラン」という。)を作成する。

## 2. 位置づけ

避難支援プランは、中能登町地域防災計画の要援護者対策に関する事項を具体化したものとする。

## 3. 構成

避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「避難困難者(※用語の説明)一人ひとりに対する避難計画」(以下「避難計画」という。)で構成する。

## 4. 避難支援体制の整備方針

### (1) 対象者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者を対象とする。

### (2) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害を対象とする。また、対象地域は、町全域とする。

## 5. 推進体制

町は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局及び防災担当部局等で構成する災害時要援護者支援班(※用語の説明)を設置する。

災害時要援護者支援班は、関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

### 《災害時要援護者支援班》

#### 【位置付け】

平常時は、町の福祉担当部局及び防災担当部局による横断的なPT(プロジェクト・チーム)として設置する。

災害時は、町災害対策本部の厚生部門内に設置する。

## 【構成】

平常時においてプロジェクト・チームは、福祉担当部局職員及び防災担当部局職員で構成し、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生児童委員、自主防災組織(組織がない地区にあっては町内会組織。以下「自主防災組織等」という。)、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉担当部局職員で構成する。

## 【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、各種支援マニュアルの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画実施、広報等を行う。災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置する避難所要援護者班(※用語の説明)等との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。

## 6. 関係機関等の役割

### (1) 町の役割

#### ① 福祉担当部局

〈平常時〉

ア. 災害時要援護者支援班の設置

イ. 把握している高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づく災害時要援護対象者リスト(※用語の説明)(以下「対象者リスト」という。)の作成及び加除

ウ. 要援護者への中能登町災害時要援護者台帳の整備に関する要綱(平成20年告示第7号。以下「台帳整備要綱」という。)第4条に規定する中能登町災害時要援護者台帳登録申請書(以下「申請書」という。)による申請の働きかけ

エ. 台帳整備要綱第3条の規定に基づく災害時要援護者台帳(※用語の説明)(以下「台帳」という。)の作成並びに、台帳整備要綱第7条の規定に基づく区長、町内会長並びに民生児童委員及び七尾鹿島広域圏事務組合中能登消防署(以下「中能登消防署」という。)への台帳の提供

オ. 避難計画の有無の把握

カ. 要援護者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認

キ. 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

ク. 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

〈災害時〉

ア. 避難・安否確認の状況把握

イ. 福祉避難所として協定を交わしている施設への受入要請

ウ. 町災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

エ. 避難所要援護者班との連携した要援護者支援

オ. 避難所の開設

## ② 防災担当部局の役割

〈平常時〉

- ア. 台帳の共有
- イ. 避難計画の有無の把握
- ウ. 避難支援プランについての広報等
- エ. 福祉避難所(※用語の説明)との協定及び運営体制の確保
- オ. 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- カ. 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施

〈災害時〉

- ア. 避難準備情報等の発令・伝達

## ③ 施設(避難所)管理担当部局の役割

〈平常時〉

- ア. 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の物的資源等の状況確認

- イ. 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

〈災害時〉

- ア. 要援護者支援に関する避難所運営管理上の調整

## (2) 自主防災組織等の役割

〈平常時〉

- ア. 民生児童委員と協力して、避難困難者の把握調査

- イ. 避難計画作成のための避難困難者への働きかけ

- ウ. 避難計画の保管

- エ. 避難計画の変更・修正

〈災害時〉

- ア. 避難困難者及び避難支援者(※用語の説明)への避難準備情報等の伝達

- イ. 要援護者の避難支援と安否確認への協力

## (3) 民生児童委員の役割

〈平常時〉

- ア. 台帳の作成及び回収への協力

- イ. 台帳の共有

- ウ. 自主防災組織等と協力して、避難困難者の把握調査

- エ. 避難計画作成のための避難困難者への働きかけ

- オ. 台帳の加除に関する町への協力

- カ. 避難計画の変更・修正

〈災害時〉

- ア. 避難困難者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力

- イ. 要援護者の安否確認への協力

(4) 避難支援者の役割

〈平常時〉

ア. 避難計画作成のための協力

〈災害時〉

ア. 避難困難者への避難準備情報等の伝達への協力

イ. 避難困難者の安否確認への協力

(5) 社会福祉協議会の役割

〈平常時〉

ア. 台帳の作成及び回収への協力

イ. 避難計画作成のための避難困難者や関係団体等への働きかけ

ウ. 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力(関係機関からの選定が必要となった場合)

〈災害時〉

ア. 町災害ボランティア等の受入・派遣調整の協力

(6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

〈平常時〉

ア. 在宅の要援護者の申請書による登録申請の働きかけ

イ. 避難先(福祉避難所)としての避難体制への協力

〈災害時〉

ア. 要援護者の受入

イ. 要援護者の避難支援(移動手段)への協力

(7) 中能登消防署の役割

〈平常時〉

ア. 台帳の共有

イ. 要援護者の避難支援体制整備への協力

〈災害時〉

ア. 要援護者の安否確認、救助

## 第2章 要援護者情報の収集、台帳の整備・管理

### 1. 要援護者対象者リストの作成

町福祉担当部局は、把握している高齢者や障害のある方等の要援護者に関する各種情報に基づき対象者リストを作成する。

#### (1) 対象者リストの目的

対象者リストは、以下の目的に限定し使用する。

- ア. 在宅の要援護者の全体把握
- イ. 避難困難者の把握調査及び避難計画作成の基礎資料
- ウ. 災害時の要援護者の避難支援及び安否確認

#### (2) 対象者リストの対象者

一般に、高齢者や障害のある方等の要援護者については、自力で避難が可能な入や避難支援の必要性が少ない方も相当数含まれているため、町は被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、次に掲げる在宅の要援護者を対象として対象者リストを作成する。

- ア. 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- イ. 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ウ. 身体障害者手帳の交付を受けられた方のうち、1級～2級に該当する方
- エ. 療育手帳の交付を受けられた方のうち、障害の程度がAの方
- オ. 要介護3～5の認定を受けられた方
- カ. その他町長が必要と認める者

#### (3) 情報収集方法

町は、中能登町個人情報保護条例(平成17年条例第7号)第10条第2項第2号に規定する「目的外利用等をすることが明らかに本人の利益になるとき」に基づき、福祉担当部局において把握している次の台帳等に登載されている情報を対象者リスト作成のために内部収集する。

- ア. 住民登録基本台帳
- イ. 要介護認定名簿
- ウ. 身体障害者手帳所持者名簿
- エ. 療育手帳所有者名簿
- オ. ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿

町は、申請書による登録申請を対象者リストの対象者及び自力での避難が困難で援護を希望する方へ呼びかけ、民生児童委員の協力を得ながら台帳の作成を行う。

#### (4) 台帳で記載する内容

台帳には、次の情報を記載するものとし、様式第3号のとおりとする。

- ア. 氏名
- イ. 住所
- ウ. 町内会、班、組等

工. 性別

才. 年齢(生年月日)

力. 電話番号(携帯番号)

## 2. 台帳等の提供、管理

### (1) 台帳等の提供先

町福祉担当部局は、台帳の副本を防災担当部局、区長、町内会長、民生児童委員及び中能登消防署に提供する。

### (2) 台帳の適正管理

台帳の原本は福祉担当部局が保管し、副本は提供を受けた者が保管し要援護者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、台帳の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員、区長、町内会長、民生児童委員及び中能登消防署職員は、守秘義務を厳守するとともに、町は更新時に古い台帳等を回収し、粉碎して処分する。

### (3) 台帳の更新

毎年1月を目処に、災害時要援護者台帳の原本の更新を行い、台帳の提供先の副本も更新する。

### 第3章 避難困難者の避難計画の作成

#### 1. 避難困難者の把握

自主防災組織等及び民生児童委員は、台帳に登載された要援護者について状況を調査し、避難困難者を特定する。

#### 2. 避難計画の作成

##### (1) 避難計画の作成方法

自主防災組織等及び民生児童委員は、避難困難者について避難計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について避難計画を作成する。

##### (2) 避難計画の内容

避難計画の作成に当たっては、避難困難者本人が参加して避難支援者、避難所、避難方法について確認する。

避難計画には、次の内容を記載するものとし、様式第4号のとおりとする。

##### ア. 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、町内会等のできるだけ身近な者から複数選定する。避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定する。

##### イ. 居住状況

居住建物の建築時期、構造、家具の固定等の状況を記載する。

##### ウ. 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。

##### エ. 情報伝達の留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

##### オ. 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

##### カ. 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの避難困難者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

##### キ. 避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

##### ク. 避難場所・避難経路

避難場所は、本人の意思を考慮しながら、町が指定する身近な拠点避難所を選定する。

### 3. 避難計画の保管、管理

避難計画の原本は、自主防災組織等が保管し、避難支援の目的以外に避難計画を使用してはならない。また、避難計画を保管する者は、保管に当たり施錠付きの保管庫に保管するなど情報管理に十分配慮する。

自主防災組織等及び民生児童委員は、台帳に避難計画の有無について記入し、台帳更新の際に町に報告するものとする。

### 4. 避難計画の確認

避難困難者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに避難計画の内容について事前に確認するものとする。

また、自主防災組織等、民生児童委員及び避難支援者は、少なくとも毎年1度、避難計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、避難計画を正しい情報に更新する。

#### 〈要援護者台帳等の共有〉

区分		町		区長、町内会長	自主防災組織等	民生児童委員	避難支援者	中能登消防署	社会福祉協議会	施設・福祉サービス事業者
		防災	福祉							
要援護者 台帳	作成	×	○	協力	×	協力	×	×	協力	×
	共有	○	○	○	×	○	×	○	×	×
避難計画	作成	必要に応じ協力	必要に応じ協力	協力	○	○	協力	必要に応じ協力	必要に応じ協力	必要に応じ協力
	共有	×	×	×	○	○	×	×	×	×

## 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

### 1. 避難支援の実施体制

#### (1) 町における避難支援体制

町は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に、災害時要援護者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要援護者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要援護者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

#### (2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、自主防災組織等へ連絡するものとする。

また、自主防災組織等においても支援が実施できないときは、災害時要援護者支援班へ連絡することとする。

自主防災組織等及び民生児童委員等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難困難者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、自主防災組織等または災害時要援護者支援班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

#### (4) ボランティア等との連携

町及び自主防災組織等は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

### 2. 情報伝達体制の整備

#### (1) 要援護者への情報伝達

町は、ファクシミリのほか、電子メール、防災無線、音声告知端末、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。

特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達体制の整備を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民全員に確実に届くよう、

電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

〈情報伝達手段〉

- ア. ファクシミリ
- イ. 電子メール
- ウ. 防災無線
- エ. 音声告知端末
- オ. C A T V等の放送事業者への情報提供
- カ. 広報車・消防団等による広報

(2) 自主防災組織等への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、自主防災組織等へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

3. 要援護者の避難支援方法等の普及

町は、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

町は、要援護者の避難支援に関する機関と協力・連携し、地域防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施する。

5. 安否確認情報の収集体制

(1) 要援護者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があるため、町は、災害時要援護者支援班に安否情報収集窓口を設置し、要援護者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援を行う自主防災組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織等は、要援護者を避難先へ移送した場合や親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所要援護者班又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1. 避難所等における要援護者支援体制

#### (1) 開設の周知

町は、防災情報に基づき、早期に避難所に避難所要援護者班の開設を行う。開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

#### (2) 避難所の避難所要援護者班との連携

町は、災害時要援護者支援班が中心となり、自主防災組織等や福祉関係者等の協力により各避難所に設置される避難所要援護者班と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

#### (3) 支援体制の確認

災害時要援護者支援班は、平常時から要援護者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況の把握に努める。

#### (4) 優先的支援の実施

避難所要援護者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

### 2. 福祉避難所

#### (1) 福祉避難所の指定

町は、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化され、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と、あらかじめ福祉避難所としての協定を締結する。

また、対象者リストの作成や申請書の提出を通じて、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

#### (2) 設置・運営等

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

## 【用語の説明】

- ・ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられる。

- ・ 災害時要援護者支援プラン

町が対象とする災害時要援護者に対する具体的な避難支援プランをいう。

町の災害時要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、災害時要援護者台帳の提供先、保管などの全体的な考え方と避難困難者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した避難計画で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月改訂)において、作成の必要性が示されている。

- ・ 避難困難者

災害時要援護者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者をいう。

避難計画を優先的・重点的に作成すべき対象者であり、地域(自主防災組織等、民生児童委員等)が協力して調査・把握することとしている。

- ・ 災害時要援護者支援班

災害時要援護者の支援のため、町に設置する部局横断的な対策班をいう。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、町災害対策本部厚生部門内に設置し、災害時要援護者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

- ・ 避難所要援護者班

避難所における災害時要援護者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者の状況・ニーズの把握等を行う。

避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、避難所要援護者班も、避難者を中心として自主防災組織等や福祉関係者(看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等)の協力により設置される。

- ・ 災害時要援護者対象者リスト

災害時要援護者支援プラン作成の基本となる要援護者の情報共有を目的に、町福祉担当部局が、自ら把握している高齢者、障害のある人等の災害時要援護者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリストをいう。

- ・ 災害時要援護者台帳

災害時要援護者対象者リストのうち中能登町災害時要援護者登録事業実施要綱の規定に基づく登録の申請があった者の氏名、性別、住所、生年月日及び登録区分を記載した台帳をいう。

また、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会、自主防災組織等、民生児童委員及び七尾鹿島広域圏事務組合中能登消防署と情報を共有し、要援護者支援の目的にのみ使用する。

- ・ 福祉避難所

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所をいう。

施設がバリアフリー化され、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。町は、福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、災害時要援護者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合で、県の委任を受け町が福祉避難所を設置した場合は、おおむね 10 人の災害時要援護者に 1 人の生活相談職員(災害時要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、災害時要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

- ・ 避難支援者

災害時要援護者に対する普段からの見守りや、災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく近隣住民等の方。

【参考資料 1】

中能登町災害時要援護者台帳の整備に関する要綱

平成 20 年 2 月 8 日  
告 示 第 7 号

(目的)

第 1 条 災害時に高齢者や障害者など自力で避難することに不安のある者が、災害時等における支援を地域の中で受けられるようするため、必要な情報を事前に把握し、町と地域で平常時からその情報を共有することにより、地域で安心して暮らすことのできる支援体制の整備を図ることを目的とする。

(要援護者)

第 2 条 この告示において「要援護者」とは、本町において在宅生活をする者のうち、災害時に自力での避難に不安があり、災害時等に地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者であって、その支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意した者をいう。

(要援護者の登録)

第 3 条 町長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続き)

第 4 条 要援護者は、中能登町災害時要援護者台帳登録申請書(様式第 1 号)に、支援を受けるために必要な個人情報を記載して町長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近所の協力者(以下「協力者」という。)の記載にあたり、あらかじめその者の同意を得なければならない。

- 2 町長は、要援護者を登録するに当たっては、要援護者が協力者の同意を得ているか等の確認を行うものとする。
- 3 町長は、前項の確認を終えた申請書に基づき、中能登町災害時要援護者台帳(以下「台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

(協力者による支援)

第 5 条 協力者は、要援護者に対し、普段からの声掛け及び見守り活動並びに災害時の避難支援活動等を行うものとする。

(台帳の写しの配備先)

第 6 条 台帳の写しの配備先は、要援護者が居住する地域の区長、町内会長及び民生児

童委員並びに中能登消防署（以下「配備先」という。）とする。

（台帳の写しの提供）

第7条 町長は、台帳の写しを配備先に提供するものとする。

2 町長は、前項の規定により台帳の写しを提供するときは、配備先からそれ以前に提供している台帳の写しを回収し、処分するものとする。

（配備先による支援）

第8条 配備先は、要援護者に対し、登録情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認、救出活動、避難誘導等

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、話し合い等

（台帳の写しの保護）

第9条 配備先は、台帳の写しが提供されたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、災害時の状況において、町長が認める場合は、この限りではない。

(1) 台帳の写しに記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らさないこと。支援をする役割を離れた後も同様とする。

(2) 台帳の写しを紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理すること。

(3) 登録情報は前条各号に掲げる目的以外に使用しないこと。

(4) 第三者への情報提供は行わないこと。

(5) 台帳の写しの複製及び複写を行わないこと。

2 配備先は、台帳の写しを紛失した時は、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、配備先に、登録情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

4 町長は、配備先が登録情報を保護し難いと判断した場合は、台帳の写しを返還させることができる。

（登録事項の変更）

第10条 要援護者は、台帳に記載された事項に変更が生じた時は、申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、台帳に記載された事項に変更が生じたことを知った時には、台帳にその旨を記載するとともに、配備先に連絡するものとする。

（辞退）

第11条 要援護者は、登録の取消を求める場合には、町長に辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

(取消)

第12条 町長は、要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すとともに、配備先に連絡するものとする。

- (1) 要援護者から辞退届が提出された時
- (2) 要援護者が死亡した時
- (3) 要援護者が町外に転出した時

(制度の周知)

第13条 町長は、パンフレット、広報及びホームページ等を通じて、町民にこの要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 配備先は、前項の周知に協力するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成20年1月22日から適用する。

		受付印		
<b>中能登町災害時要援護者台帳登録申請書</b>				
(申請先) 中能登町長		<input type="checkbox"/> 変更		
<p>私は、災害発生時に地域の支援を受けたいので、中能登町災害時要援護者台帳への登録を申請します。</p> <p>また、災害発生時における支援と平常時からの支援対策の検討のため、該当の区長、町内会長、民生児童委員及び消防署に対し、この情報を提供することに同意します。</p> <p>平成 年 月 日</p>				
<p style="text-align: center;">世帯主（代理人） 住 所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※代理人が記入した場合は世帯主との関係（ ）</p>			氏名	印
氏名	印			
地区・町内会名		班・組等		
住 所	中能登町			
	電話・Fax			
		携帯電話		
フリガナ	男・女	フリガナ	男・女	
氏名		氏名		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	
避難時及び避難所等での留意事項など				

●上記太枠内の情報のみ台帳に載せます。下記については町で保管し、当該目的以外に使用しません。

緊急連絡先	フリガナ	住 所	
	氏名		電話番号
	申請者との関係	携帯電話	
近所の協力者	フリガナ	住 所	
	氏名		電話番号
	申請者との関係	携帯電話	

	受付印
辞退届	
	申請時受付番号( )
(届出先) 中能登町長	
私は、中能登町災害時要援護者台帳への登録を申請しましたが、下記事由により辞退します。	
平成 年 月 日	
(申請者) 住 所 _____	
氏名 _____ 印	
※下記台帳登載者名と異なる場合の関係( )	
記	
台帳登載者名 _____	
明治・大正・昭和・平成	
地区名	生年月日 年 月 日
辞退理由	

中能登町災害時要援護者合帳

区

## 避難困難者避難計画（個別計画）

平成 年 月 日作成

住 所	中能登町		電話番号	
氏 名	(男・女)		生年月日	( 歳)
区 分	高齢世帯、要介護、身体障害、知的障害、精神障害、その他 ( )			
氏 名	(男・女)		生年月日	( 歳)
区 分	高齢世帯、要介護、身体障害、知的障害、精神障害、その他 ( )			
氏 名	(男・女)		生年月日	( 歳)
区 分	高齢世帯、要介護、身体障害、知的障害、精神障害、その他 ( )			
緊急時の 家族の 連絡先	氏名	続柄	自宅電話	
	住所		携帯電話	
	氏名	続柄	自宅電話	
	住所		携帯電話	
避 難 支 援 者	氏名		自宅電話	
	住所		携帯電話	
	氏名		自宅電話	
	住所		携帯電話	
居 住 建 物	建築時期		見取り図（普段いる部屋、寝室の位置等）	
	構 造			
	耐震診断			
	家具の固定			

(表)

情報伝達の流れ

情報伝達の留意事項

避難時に携行する医薬品等

(かかりつけ医療機関)

(既往症)

避難誘導時の留意事項

避難先での留意事項

避難場所（身近な拠点避難所）

避難経路図

特記事項

(裏)

## 中能登町災害時要援護者支援プラン

平成 21 年 10 月

中能登町総務課

〒929-1792

石川県鹿島郡中能登町末坂 9 部 46 番地

TEL 0767-74-1234

FAX 0767-74-1300

E-mail [soumu@town.nakanoto.lg.jp](mailto:soumu@town.nakanoto.lg.jp)